

予防接種法施行令の一部を改正する政令について（概要）

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課

1. 制定の趣旨

- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第96号。以下「改正法」という。）附則第1条第4号に掲げる規定（改正法第7条の規定を除く。）については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（令和7年政令第397号）において、令和8年6月1日に施行することとしたところ。
- 同号に掲げる規定の施行に伴い、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）について所要の規定の整備を行う。

2. 制定の内容

- 改正法第6条による改正後の予防接種法（昭和23年法律第68号。以下「新法」という。）第32条第1項の規定により、厚生労働大臣から匿名予防接種等関連情報（新法第24条第1項に規定する匿名予防接種等関連情報をいう。）の提供を受け、これを利用する者（以下「匿名予防接種等関連情報利用者」という。）は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納めなければならないこととしている。
- また、新法第32条第2項において、匿名予防接種等関連情報利用者が都道府県その他の国民保健の向上のために特に重要な役割を果たす者として政令で定める者であるときは、手数料を減額又は免除することができることとしている。
- これらの規定の施行に伴い、匿名予防接種等関連情報利用者が国に納めるべき手数料の額及び国民保健の向上のために特に重要な役割を果たす者として政令で定める者の要件を規定する。
- その他、新法の施行に伴う条項の整理を行う。

3. 根拠規定

- ・新法第32条第1項及び第2項

4. スケジュール

- 閣議決定日：令和8年5月下旬
- 施行日：改正法附則第1条第4号に掲げる規定（改正法第7条の規定を除く。）の施行の日（令和8年6月1日）